

2016年11月1日

第11号

## NHK受信料裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会

発行者：佐藤 真理

奈良市登大路町36大和ビル4階

t e l : 0 7 4 2 - 2 6 - 2 4 5 7

事務局：平川 邦昭（090-8938-1135）

### 1. 「放送法遵守義務確認等請求事件」（原告 宮内正厳、被告 NHK）

#### (1) 第1回口頭弁論

公共放送としてのNHKの現状を、放送法の原点から問いただしていく「放送法遵守義務確認等請求事件」の第1回口頭弁論が、10月27日、奈良地裁大法廷で行われ70席の傍聴席は満席になりました。地元奈良はもとより、東京、兵庫、大阪、京都、滋賀からも参加いただきありがとうございます。（裁判官は木太裁判部長が担当）

冒頭、原告の宮内正厳が意見陳述、次いで、佐藤真理弁護団長が訴状について陳述を行いました。その中で、NHKのニュース番組は、政権にとって都合のよい放送を行っている指摘し、「意見の対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにする」と定めた放送法第4条4号に違反していると強調し、合議体での十分な審議を求めました。被告NHKは、書面による回答書のみで口頭での陳述はありませんでした。

なお、**第2回口頭弁論は、2017年1月24日（火）午後3時**に行われます。

\*意見陳述書（宮内正厳）、訴状についての意見陳述書（佐藤真理）、答弁書（NHK）のご入用な方は、事務局（最上段の右側に記載）までご連絡下さい。メールで送付いたします。

#### (2) 裁判報告会・講演会

奈良地裁での口頭弁論終了後、県文化会館で75名の参加を得て、裁判報告会と阪口徳雄弁護士による講演会が開催されました。

佐藤真理弁護団長から、9月23日に受信料支払判決の出た旧訴は、受信料を支払ったので、NHKに裁判取下げを要請したが、取下げないので大阪高裁に控訴した。一審で結審する旨の報告がありました。

阪口徳雄弁護士より、「放送法遵守請求訴訟」の意義について、大変わかりやすい説明がありました。未払受信料の請求裁判の判例では視聴者の主張を認められず、「大義」はNHKにあった。しかし新しい裁判ではNHKに放送法4条を守れという当たり前の本流の訴訟であり原告に大義がある。放送法は「倫理規定」であり義務ではないとNHKは主張するが、NHK自身「国内放送基準」を作りそれに従う義務を自らに課している。裁判官は法律論争を企図しているようだが、放送法を遵守しているかどうかの事実認定の論争をしなければならない。受信料を払っている人も原告になり、兵庫、大阪、京都を始め全国各地で訴訟をおこそう。繰り返し、繰り返し提訴し、負けることを恐れてはいけない。たとえ負けたとしても、裁判がNHKの放送に対する警告になり、放送内容に変化が現れるはずである。この裁判は放送内容を変える裁判である。

#### (3) 意見交換会

上記の講演会終了後、今後の裁判を進めるに際しての問題、課題などについて、事前に提出してあった質問書に基づき、醍醐聰先生と弁護団ならびに参加者との間で質疑応答・意見交換を行いました。（参加者32名）

### 2. 新しい裁判への支援

新たな裁判を支援するため「NHK受信料裁判への第2次カンパのお願い」を行っています。多くのご支援をいただき、現在の実績は、87万円で、目標100万円にはもう一息です。弁護士費用に加え、証人喚問や専門家（民法の契約）の意見聴取など弁論を充実させるための費用の確保です。引き続きのご支援をお願い申し上げます。 以上